

彦根市優良従業員表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、彦根市および犬上郡、愛知郡（以下「彦根地域」という。）の事業所に勤務し、その功績が特に顕著で他の模範となる従業員を表彰することにより、従業員の資質、技術等の向上を図り、彦根地域の産業の発展に資することを目的とする。

(対象業種等)

第2条 表彰の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国の行う事業所・企業統計調査に用いる産業大分類のうち、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス業、およびサービス業（他に分類されないもの）に従事し、かつ、雇用保険に加入している者（やむを得ない理由により加入できない者を除く。）とする。ただし、家族従業員（法人にあっては役員）を除く。

(表彰の要件)

第3条 彦根市、彦根商工会議所および稲枝商工会（以下「表彰者」という。）は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰することができる。

- (1) 勤続年数が15年以上であり、かつ、職務に精励し、素行方正であると認められるとき。
ただし、彦根地域に事業所があり、かつ、彦根地域以外にも本社、支社、工場等（以下「本社等」という。）を有する場合には、当該本社等に勤務した勤続年数のうち5年以内を通算することができる。この場合において、企業整備等による合併が行われた場合には、その合併前の勤続年数を通算することができる。
- (2) 職務に関し、有益な研究、発明もしくは発見をし、または著しい業績を上げる等特に企業振興の面において他の模範として表彰に値すると認められるとき。
- (3) 天災その他非常事態等に際し、適切な処置を施し、業務上の危害を未然に防止する等特に功労があると認められるとき。

2 毎年11月1日をもって勤続期間の基準日とする。

(推薦)

第4条 彦根地域の事業所の事業主等は、前条の要件に該当する従業員が当該事業所に勤務していると認めるときは、別に定める推薦書により、被表彰者の候補者を推薦することができる。ただし、当該事業主等は、次の各号のいずれかに該当する者を推薦することができない。

- (1) 推薦時に刑事事件等により起訴されている者
- (2) 過去に禁錮以上の刑に処せられ、かつ、その後10年が経過していない者
- (3) 過去に交通事故による罰金の刑に処せられ、かつ、その後5年が経過していない者
- (4) 過去にこの表彰を受けたことのある者

(推薦の基準)

第5条 事業所の事業主等は、次に掲げる基準により、被表彰者の候補者の推薦を行うものとする。

従業員数 (人)	推薦人数 (人)	従業員数 (人)	推薦人数 (人)
1～30	1	301～500	6
31～80	2	501～800	8
81～150	3	801～1,000	10
151～300	4	1,001～	*

* 1,001人以上の従業員を有する事業所においては、100人を増すごとに推薦人数に1人を加える。

*基準の従業員数は、彦根地域に勤務する従業員の人数とする。

(審査委員会)

- 第6条 表彰者は、第4条の推薦書の提出があったときは、審査委員会を開催することができる。
- 2 審査委員会は、彦根市長、彦根商工会議所会頭および稲枝商工会長が別に定める委員をもって構成する。
- 3 審査委員会は、第4条の推薦書に記載された者の中から、審査の上、被表彰者を決定することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として毎年勤労感謝の日の直前の金曜日に行う。

(表彰の方法)

- 第8条 表彰者は、表彰状および記念品を被表彰者に授与することができる。
- 2 被表彰者が表彰前に死亡または入院したときその他真にやむを得ない理由があるときは、表彰者は、表彰状および記念品を被表彰者の代理の者に授与することができる。

(事務局)

- 第9条 表彰に関する事務を処理するため、彦根商工会議所内に事務局を置く。
- 2 表彰に関する事務処理は、表彰者の担当職員をもって行うものとする。

(その他)

第10条 表彰に関する事務手続その他必要な事項については、表彰者が別に定める。

(以下制定および一部改正の経過)

- | | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 付 則
この規程は、昭和45年10月1日から施行する。 | 付 則
この規程は、平成9年9月1日から施行する。 |
| 付 則
この規程は、昭和48年10月1日から施行する。 | 付 則
この規程は、平成10年8月31日から施行する。 |
| 付 則
この規程は、昭和50年10月1日から施行する。 | 付 則
この規程は、平成11年9月1日から施行する。 |
| 付 則
この規程は、昭和52年10月1日から施行する。 | 付 則
この規程は、平成12年8月30日から施行する。 |
| 付 則
この規程は、昭和54年10月1日から施行する。 | 付 則
この規程は、平成16年9月1日から施行する。 |
| 付 則
この規程は、昭和55年10月1日から施行する。 | 付 則
この規程は、平成19年9月1日から施行する。 |
| 付 則
この規程は、昭和61年10月1日から施行する。 | 付 則
この規程は、平成22年9月1日から施行する。 |
| 付 則
この規程は、平成2年9月1日から施行する。 | 付 則
この規程は、平成26年9月1日から施行する。 |
| 付 則
この規程は、平成3年9月1日から施行する。 | 付 則
この規程は、令和2年7月7日から施行する。 |
| 付 則
この規程は、平成4年9月1日から施行する。 | |